

平成 20 年 度

健全化判断比率 審査意見書  
資金不足比率 審査意見書

大竹市 監査委員



大 監 第 42 号  
平成21年 9月15日

大竹市長 入 山 欣 郎 様

大竹市監査委員 黒 田 孝 士

平成20年度大竹市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律法第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成20年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。



# 平成20年度決算における健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期間

平成21年9月1日から平成21年9月11日まで

## 3 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

健全化判断比率	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	- (%)	- (%)	13.93(%)	
② 連結実質赤字比率	- (%)	- (%)	18.93(%)	
③ 実質公債費比率	14.7(%)	13.7(%)	25.0(%)	
④ 将来負担比率	294.7(%)	301.6(%)	350.0(%)	

### (2) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

平成20年度の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は発生していないため、早期健全化基準の13.93%と比較すると、これを下回っている。

#### ② 連結実質赤字比率について

平成20年度の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は発生していないため、早期健全化基準の18.93%と比較すると、これを下回っている。

#### ③ 実質公債費比率について

平成20年度の実質公債費比率は14.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

#### ④ 将来負担比率について

平成20年度の将来負担比率は294.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 平成20年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

## 法適用企業

### ア 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

#### 1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の期間

平成21年9月1日から平成21年9月11日まで

#### 3 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

会計名	比率名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足比率	- (%)	- (%)	20.0(%)
工業用水道事業会計	資金不足比率	- (%)	- (%)	20.0(%)
公共下水道事業会計	資金不足比率	- (%)	- (%)	20.0(%)

##### (2) 個別意見

水道事業会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

工業用水道事業会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

公共下水道事業会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 平成20年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

## 法非適用企業

### ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

#### 1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の期間

平成21年9月1日から平成21年9月11日まで

#### 3 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

会計名	比率名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
農業集落排水特別会計	資金不足比率	- (%)	- (%)	20.0 (%)
漁業集落排水特別会計	資金不足比率	- (%)	- (%)	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

農業集落排水特別会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

漁業集落排水特別会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 平成20年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

## 法非適用企業

### イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

#### 1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の期間

平成21年9月1日から平成21年9月11日まで

#### 3 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

会計名	比率名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
土地造成特別会計	資金不足比率	- (%)	- (%)	20.0(%)

##### (2) 個別意見

土地造成特別会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。